

## 中標津サッカー協会 規約

(名称)

第1条 この会は、中標津サッカー協会と称する。(以下本会と略)

(目的)

第2条 本会は、中標津のサッカーの普及と振興を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、目的を達成するため、サッカーに関する活動及び各種大会の実施、援助、啓発、指導を行う。

(組織)

第4条 本会は、中標津及び近隣の町民によって結成された、サッカー団体及び愛好者によって組織する。

(加盟及び脱会)

第5条 本会の加盟及び脱会は、役員会の承認を得るものとする。

(役員及び委員)

第6条 本会は次の役員及び委員を置く。

1) 役員	1. 会長	1名
	2. 副会長	若干名
	3. 事務局長	1名
	4. 委員長	各委員会 各1名
2) 委員	1. 事務局	若干名
	2. 委員	各委員会 若干名
3) 顧問		若干名
4) 監事		2名

(役員、委員の選出方法)

第7条 役員及び委員は、総会に於いて選出する。また、各委員は加盟団体より数名ずつ選出するが、各団体の代表者は必ずいずれかの委員となる。

(役員、委員の任期)

第8条 役員・委員の任期は、2年とし再選は妨げない。また、任期途中で役員・委員の交代があった場合、後任者は前任者の残任期間とする。

(会費)

第9条 加盟団体は、総会が定める会費を納入しなければならない。

(事業及び会計年度)

第10条 本会の事業及び会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

(決議事項)

第11条 本会の決議事項は役員会で決議され、総会の出席者の3分の2以上の賛成をもって承認される。

付 則

1. この規約は平成8年4月1日より実施する。
2. この規約は平成10年5月1日より実施する。
3. この規約は平成16年5月12日より実施する。
4. この規約は平成17年5月24日より実施する。